

論 文

世界恐慌期における
日本—南アフリカ通商関係史の一考察

北 川 勝 彦

はじめに—問題の所在—

本研究の目的は、これまであまり試みられることのなかった「日本—アフリカ通商関係」の歴史的展開を経済史の立場から明らかにしていくところにある。本研究は、また、筆者がこれまで日本領事報告その他の資料に依拠して行ってきた「日本—南アフリカ通商関係史研究」の一部を構成している¹⁾。

近年、内外において1930年代の研究が数多く見られるようになった。とりわけ、国際通商関係史の立場から、世界恐慌期において、たとえば日本がみずから直面した問題にどのように対処していったのかという点に焦点をあわせた研究が注目されるようになってきている²⁾。

ところで、1930年代において「経済外交」という用語が政府文書やマスコミなどで盛んに使われるようになった。この背後には、世界恐慌期における各国の保護主義政策への傾斜が潜んでいたようである。当時、世界経済は、自由貿易主義から二国間主義、互惠主義、および求償主義の時代へ転換しはじめた。日本からの輸出は他の先進工業国との間で数多くの通商摩擦を生み出している。もとより「経済外交」という用語には定まった意味内容があったわけではなく、むしろそこには多くの含意があった。たとえば、国内的には産業界の統制、輸出組合の設立、通商法の制定、通商関係省庁の整備、対外的には産業界との連携に基づいた輸出の増進、新市場の開拓、他国との間で生じた摩擦につ

いての交渉というものが含まれていたのである。

いまから考えてみると、1930年代の日本は実に多くの「経済外交」の舞台に登場している。1932年のオタワ英帝国経済会議後には、日印通商条約の破棄通告を契機に日印会商が開始されたし、ロンドン国際経済会議も開催されている。1934年の日英民間会商の開始と決裂の後には、英領植民地と英本国での輸入制限が実施され、日蘭会商、日比会商、日米会商の開始が続いた。また、1935年には日加交渉と日埃通商会議が始まっている。1936年には、日米綿業交渉が決裂し、日豪会商が開始された。

このような時代背景の下で、1933年7月には、外務省を中心にして対外経済問題を総合的な立場から立案検討するために「通商審議委員会」が設置されている。構成員は、外務大臣、六省庁（外務、大蔵、商工、農林、通信、拓務）の次官、関係局長、民間企業の代表、有識者であった。これは、1934年に至って広田外相のもとで実施された中近東、アフリカ、中南米などの「新市場」への進出政策と連動していたのである³⁾。

以上の点を踏まえて、本稿では、とくに1930年代の世界恐慌期における日本—南アフリカ通商関係の展開とそれにともなってあらわれてきた諸問題について考察する。その場合、主としてケープタウン在住の日本領事およびダーバン在住の名誉領事の報告とその他の外交記録に依拠するとともに、必要に応じて当時の南アフリカ側史料ならびに最近の当該研究の成果を利用する。

具体的には、本稿では、まず第一に、当時の南アフリカ市場に関する情報収集の一端を明らかにするとともに、朝日新聞記者による南アフリカ市場調査を紹介する。第二に、ケープタウン在住日本領事のもたらした通商報告に基づいて世界恐慌期における日本の対南アフリカ貿易の展開を概観する。第三に、ダーバン在住の名誉領事からもたらされた通商報告に依拠して南アフリカ市場への日本品の進出から生じた具体的な通商問題の一端を明らかにする。第四に、世界恐慌期に南アフリカ連邦でとられた通商政策と日本の対南アフリカ通商政策について当時の領事報告に依拠して明らかにする。

1 世界恐慌期における南アフリカ市場調査の一端

—『朝日新聞』の報道から—

(1) 戦前期日本の南アフリカ市場調査

戦前期の日本において、南アフリカに関する経済情報は、「領事館制度」あるいは「領事報告制度」に基づいて、主として南アフリカ在住の領事からもたらされた。「領事報告」は、在外公館の政治的・外交的情報の交換とは別の領事による通商報告を指すのであるが、それらの情報は、外務省通商局に収集・蓄積され、地方自治体、各都市の商業会議所、商品陳列所などを通じて輸出関係業者、商工業者および農民などに周知されていった。時の経過とともに情報収集の担い手と情報伝達の経路は多様化していった。日本の対南アフリカ貿易の発展にはこのような「情報インフラストラクチャー」が重要な役割を演じたのである。

南アフリカ市場についてみるならば、1910（明治43）年のジュリウス・ジェップ名誉領事の任命をはじめとして、1918（大正7）年にケープタウン領事館が開設されてからは、清水八百一、上原蕃、今井忠直などの歴代領事から外務省通商局に送られてきた249件の報告が『通商公報』に掲載された。その主要なものをあげれば、「日本と南アフリカ貿易の概況」、「南アフリカ市場での日本品の売れ行きと日本品の販路拡張方法」、「南アフリカでの代理店調査」、「各商品の市況と需給調査」、「インド人と中国人の状態とアジア人への排斥ならびに移民法」、などであった。大正末期から戦前昭和期にかけては、『日刊海外商報』と『海外経済事情』に合計411件の南アフリカ市場に関する「領事報告」が掲載されている。これらの通商情報はケープタウン領事館の今井忠直、加藤喜太郎、関千秋、山崎荘重、本合龍男、錦田直次郎、茂垣長作、藤村信雄、太田知庸、図師憲一郎、木下武雄の各領事から、またケープタウンに公使館が設置されて以後は吉田賢吉や岡田兼一の各公使から外務省通商局に送られてきた⁴⁾。

(2)『大阪朝日新聞』の報道—「海外新市場アフリカ」—

世界恐慌期において、1930(昭和5)年10月にケープタウン在住日本領事山崎と南アフリカ連邦外務大臣ファレルの間で交わされた「日阿取極」があった⁵⁾。この「取極」の前後から日本の南アフリカ市場へのこれまでにない積極的な情報獲得と市場開拓が展開される。こうした事情をうけて、『大阪朝日新聞』に数次にわたって連載された記事は、当時の南アフリカ市場と南アフリカ問題を広く紹介したものとして注目すべきであろう。

この記事は、朝日新聞から南アフリカに派遣された矢木長人によって『大阪朝日新聞』に三期にわけて連載されたものである。その第一は、6月15日から7月9日まで25回にわたって連載された「アフリカ大陸縦走記」である。この連載記事は、ケープタウンの紹介からはじまって、キンバレー、ジョハネスバーグ、プレトリアなど南アフリカの主要な都市とそこに見られる人種差別問題その他を紹介している。さらに、この連載では、アフリカ大陸を北上してヴィクトリア・フォールと南北ローデシア、コンゴ盆地、東アフリカのザンジバルとタンガニーカ、ケニアのマガディ湖とウガンダのプガンダ王国、スーダンとアビシニア王国などの紹介で終わっている⁶⁾。

第二は、二期にわけて連載された「海外新市場アフリカ」である。この第一期連載は、第一信として1930(昭和5)年2月14日から3月7日まで12回にわたって連載されたが、これは主として南アフリカを対象としていた。これに対して第二期連載の第二信は、1930(昭和5)年8月21日から9月4日まで12回にわたって連載されたもので、これは主としてポルトガル領東アフリカ、南北ローデシア、ニヤサランド、ベルギー領コンゴを扱っている⁷⁾。

この中で「海外新市場アフリカ」の第一信をとりあげて、1930年ごろの南アフリカの状況を紹介しておこう⁸⁾。八木長久は8月に門司を出て、1929年10月16日にケープタウンに到着している。第一回では、英国の「ケープからカイロ」(シー・ツー・シー)に至るアフリカ大陸縦断支配の政策が、第一次世界大戦におけるドイツの敗戦によって完成したことを伝えている。第二回では、当時、

日本の対アフリカ貿易は、英領の「シー・ツー・シー」を連ねる諸植民地との取引が大部分であったことと第一次世界大戦を契機に日本の商品は「シー・ツー・シー」市場へ進出したことが論じられている。すなわち、日本品は、北はエジプト、南は南アフリカ連邦、中央はケニアやタンガニーカへ進出したのである。

第3回では、「有色人種に対する白人の優越意識が、日本の輸出品の中心である絹織物の売れ行きに影響するので、留意する必要がある」との指摘があった。すなわち、南アフリカ市場の流行は白人女性によって形成されていくというわけである。1920年頃より南アフリカに入った「富士絹」は当初白人女性に着用されたが、その着古しがカラードの使用人などに払い下げられると、それと同じタイプの絹製品には白人女性は見向きもしなくなる。したがって、日本品の輸出は常に白人女性の流行に注目しなければならなかった。

第4回では、非常に興味深い指摘がなされている。「南アフリカには有能な黒人があるにもかかわらず、黒人の知的労働への進出が白人の生活の脅威になるとの理由で、白人はあらゆる手段を講じて防いでいる。」「南アフリカの労働党は実に奇妙である。彼らの闘争の相手は資本家ではなく、黒人労働者である。プロレタリアート団結という標語も人種的偏見の前には馬糞のごとく踏みじられる。」また、「現金収入を得る必要に迫られて鉱山などで働かざるを得ないアフリカ人労働は、大購買力となる」との指摘も興味深い。

第5回では、南アフリカにおける「プアホワイト問題」を取り上げている。農村部で生活の糧を得られなくなった白人が都市部へ流れ込んでくる。政府としては、結局、「文化労働政策」の名のもとに「有色人労働を排除して白人を雇用する」政策を実施することで問題を解決しようとした。

第6回と第7回では、黒人への差別とインド人への差別について論じられている。「白人は徹底的に黒人を差別しようとしている。唯一選挙権をもっていたケープでもそれを黒人から剝奪しようとしていた」との指摘がある。白人が脅威を感じていたのは、アジア人も同様であった。とくにその経済活動は脅威で

あった。それとともに南アフリカのアジア人排斥問題についても記されている。「日本人の排斥は、アジア人=インド人排斥の道連れになっている」というのである

第7回によると、南アフリカにおけるアジア人問題の発端は、ナタールの砂糖栽培のために1860年代より1911年までインド人契約移民の流入を認めてきたのに、以後、打ち切られたことにある。次いで、1913(大正2)年移民法によってアジア人が禁止移民となった。そのために日本人も排除された。日本人の滞在は、仮に入国が許されても滞在期間は五年以下、十円の手数料、百円以上千円までの保証積み立てが必要であったし、言うまでもなく居住、営業、不動産取得は許可されなかった。

第8回と第9回では、日本人に対する入国制限の撤廃の必要性が訴えられている。まず、「南アフリカの白人は世界の田舎者であるから、彼らの目が開けて世界の犬吠が解ってくれば、社会的差別待遇は当然緩和されるはずである」と論じられている。ケープタウンでは、欧州大戦当時より日本郵船、大阪商船の南米航路船の寄港、ダーバンでは、1926(昭和元)年より大阪商船の定期航路が開設され、日本人への差別待遇は減少した。「日本人は南アフリカ白人の脅威とはならないはずであるから、移民法の除外規定を設けることは難しくないはずである。まして、当時、南アフリカは農産物の輸出先として東洋を熱望していたのであって、日阿貿易発展のためにも日本人の入国緩和は必要である」と訴えている。

第10回から第12回までは、南アフリカがボーア人の国になりつつあったことを伝えている。南アフリカは、英帝国の一自治領ではあるが、これをカナダ、豪州と同一に見るべきではない。それはボーア人の存在を抜きに考えられないからである。第11回にあるように、ボーア人はオランダ移民の子孫ではあるが、オランダに従属する意志はなく、自らを「アフリカーネル」と称する。当時、南アフリカには、ヘルツォークの国民党(反英)とスマッツの南阿党(親英)があった。1924年6月の選挙以後、「新南アフリカ」建設を目指していた。すなわ

ち、その目標は、「南アフリカ人の南アフリカ連邦の建設」であり「英本国の植民地たる地位から完全な国家の地位へ」上昇することであった。1926年の英帝国会議で自治領は本国と対等の立場に立つことが認められた。そこで、1927年には、新南アフリカ国旗が制定され、総督府の英国旗も問題視されたぐらいで、ユニオンジャックと並べて新国旗が掲げられるようになった。言語面では、英語とアフリカンス語が併用され始めている。

以上のように、当時の日本と南アフリカ連邦との通商関係の発展のためには、英国との関係も重視しながら、「アフリカーナー・ナショナリズム」の台頭にも充分注意すべきだという点が伝わってくる。しかし、南アフリカ市場へアプローチするにあたっては、1913年移民法に規定されたアジア移民を禁止移民とする条項の例外適用を日本人に求める外交努力が何よりも必要とされたのである。

2 世界恐慌期における日本の対南アフリカ貿易、1930—1936年

それでは、次に、世界恐慌期における日本の対南アフリカ貿易の状況について、主として領事報告および外務省記録に依拠しながら概観しておこう⁹⁾（表1、表2参照）。

表1 南アフリカの対日輸出入
1930—36年（ポンド）

年	輸 入	輸 出
1930	1,557,208	101,859
1931	2,446,967	100,435
1932	1,209,492	158,858
1933	2,064,745	260,429
1934	2,241,495	341,268
1935	2,656,805	428,387
1936	3,065,901	2,397,202

（資料）「南アフリカ加外国貿易年報（1936年度）」（『海外経済事情』昭和13年 第6号）

表2 南アフリカの対日商品別輸出入, 1930—36年(ポンド)

年	輸出品			輸入品		
	ワットルパーク	羊毛	アスベスト	綿織物	人絹織物	絹織物
1930	68,547	991		342,828	13,417	580,526
1931	75,873	15,953	7,017	636,160	237,625	681,967
1932	61,806	62,078	4,367	341,195	195,203	250,402
1933	48,156	157,606	16,131	391,943	322,729	369,752
1934	39,294	237,077	23,195	297,744	450,740	296,955
1935	39,788	217,208	30,497	469,000	471,000	294,000
1936	40,430	2,087,552	28,357	488,000	423,000	239,000

(資料)「南アフリカ外国貿易年報(1936年度)」(『海外經濟事情』昭和13年 第6号)

(1) 日本の対南アフリカ貿易 1930—1936年

1930(昭和5)年は、世界的不況の影響で各国からの南アフリカへの輸入は減少したが、日本からの輸入は増加し、総輸入額のなかで2.6%となった。とくに著しい増加を示したのは、ゴム底靴(金額で前年比15倍、総輸入の80%は日本品)と人絹織物(前年比10倍)であった。それ以外には珓瑯鉄器と莫大小下衣類が増加している¹⁰⁾。

1931(昭和6)年度の日本からの輸入額は244万6967ポンド(4.9%)で、1932(昭和7)年度の輸入額は120万9492ポンドとなり、英、米、独に次いで4位に進出した。これは南アフリカの総輸入額の3.8%を占める。前年比で減少したのは、織物類の減少にもよるが、日本円が南アフリカ通貨に対して下落したからでもある。しかも、1932年中には、日本品に対して為替ダンピング税が課せられ、10月には織物類に高率の関税が課された。1932年の南アフリカの対日輸出額は、15万6858ポンドで、前年度と比べて50%増加したが、輸入偏重の片貿易には変化は見られなかった。輸出増加の原因は、古鉄などの増加による¹¹⁾。

1933(昭和8)年度における南アフリカ連邦の輸入は、206万4745ポンドで、南アフリカの輸入総額の4.3%にあたり、日本は英、米、独に次いで4位であった。この金額は前年に比して70%の増加になるが、南アフリカ通貨の下落が影

響した。この輸入増は、絹、人絹、羊毛などの織物類および男性用服装品その他の製品、陶磁器、木材、玩具、自転車およびその部分品、靴下、その他の雑貨品の増加による。南アフリカの対日輸出は、26万429ポンドで、前年比で66%増加したが、これは南アフリカの総輸出額の0.4%にすぎない。輸出増のあったものは、牛革他の動物製品、羊毛、アスベストである¹²⁾。

次に、1934（昭和9）年度の日本からの南アフリカへの輸入は、224万1495ポンドで、これは総輸入額の3.5%を占める。日本は英、米、独、加について5位である。綿布、絹布および織物製品の輸入は減少したが、綿布の減少はオタワ協定、織物製品の減少は為替ダンピング税の影響である。輸入の増加したものは、人絹布、玩具、宝石類、ファンシーグッズ、自転車、陶磁器、毛織物、エナメル器、木材などである。従来、輸入されていなかったものあるいは試験的に輸入されたものの中で、器具、器械類（エアコンプレッサー、農具、自動車、工業用ボイラー、キャッシュレジスター）、金属製品および光学機器などの機械的または科学的商品の新規輸入があった。「これらの新商品の販路開拓が重要である」との藤村領事の指摘があった。同年の日本への輸出は、34万1268ポンドで、これは輸出総額の0.6%にすぎない。対日輸出増加の原因は、羊毛の買い増しである。これがなければ、ワットルパークとワットル・エキストラクトだけとなり、対日輸出は減少したであろう。「日—南アフリカ間の片貿易の調節上、マンガン鉱、クロム鉱、石綿の輸出が増加したことは注意すべきである」と藤村領事は報告している¹³⁾。

さて、1935（昭和10）年度の南アフリカの対日輸入は、265万6805ポンド、輸出は43万707ポンドであった。日本品の中で有望なものは、工業用ボイラー、鉱山用機械、日用品、農具、汽車、車両、レール、自動車、自転車およびその部分品と付属品、その他の機械器具、外科および歯科医療器械および同部分品と付属品、石油ランプ、時計（柱、置、目覚まし）と同部分品その他の光学品類である。「輸出入ともに増額したにもかかわらず、著しい片貿易のために、輸入阻止の策動が生じるかも知れない。従来単価の安い品物よりも高級品、器械

類などの高価品の市場開拓が望まれる」と太田領事は通商局に書き送っている¹⁴⁾。

1936(昭和11)年度における日本から南アフリカへの輸入は、306万5901ポンドで、南アフリカの対日輸出は239万7202ポンドに達した。輸入の75%は繊維工業製品、対日輸出の95%は羊毛とワットルパークであった¹⁵⁾。

1930年代において、日本と南アフリカの貿易は以上のような展開を示したのであるが、その前途にはいくつかの重大な問題があった。第1に、ケープタウンと日本との距離は9000マイルあり、日本船は僅かに月二回の入港に過ぎなかった。第2に、南アフリカでは日本の金融機関をまったく欠き、金融上の不便だけでなく信用調査機関もなかった。第3に、入国規定が厳格でアジア人排斥が根強く、日本人が渡航して市場調査や市場開拓が充分に行われず、取引は仲介者に依存せざるを得なかった。第4に、支払い方法は信用状のかわりに「コンファーマーミングハウス」を経由して決済が行われるために手形の決済には常に不安がつきまとった。第5に、日本と南アフリカの間には通商協定がないために他国品と比較して高率の輸入税を課せられた。第6に、金本位制離脱後、円為替の下落を理由に為替補償税として60%以上の高率の税を課せられた。以上である¹⁶⁾。

(2) 南アフリカ貿易に関わった日本商社

このようないくつかのハンディキャップにもかかわらず、世界恐慌期において、対南アフリカ貿易に関わった日本商社としては、以下のものがあった。

世界恐慌を経て1930年代にはいり、求償的貿易が現れてくるにつれて、輸出のための輸入というかたちで南アフリカや南米の羊毛買付が再認識されてくるようになった。この当時、兼松商店の網谷福造が、南アフリカと南米に出張し、羊毛買付けの基礎を確立した。古田統三も1933(昭和8)年出張し、買付けにあたっている。1936(昭和11)年、日濠通商紛争が生じる。これは、オーストラリア政府が日本の綿布と人絹に対して禁止的関税を課し、日本もこれに対し

て通商擁護法を発動、オーストラリア産羊毛不買を唱えるに至ったというものである。この時、輸入の統制と対策のために「日本羊毛輸入統制協会」が組織される。兼松商店は、9月に藤原猛と三浦重俊、10月には塩見福松を南アフリカに派遣し事態に対処した。1938（昭和13）年には、南アフリカのダーバンに海外法人 F. Kanematsu (South Africa) Pty, Ltd.が設立されている¹⁷⁾。

三井物産では、1929（昭和4）年4月29日にはケープタウンに駐在員を置き、1931（昭和6）年12月26日にはアレキサンドリアに出張員を置いた。1932（昭和7）年5月1日には、南アフリカ物産株式会社を設立している。1939（昭和14）年に至るとアフリカ各地（カサブランカ、ケープタウン、ジョハネスバーグ、アレキサンドリア）に出張員を派遣し、本店直轄とした。南アフリカに派遣された出張員は羊毛の買付けに重要な役割を演じていた。岩井商店でも、1929（昭和14）年12月にはジョハネスバーグに駐在員を置いていた。この当時、羊毛、毛糸、毛織物、原毛トップ、屑毛の取引がかなり行われている。岩井商店では、すでに1917（大正6）年に毛糸工業の設立が計画され、1921（大正10）年に中央毛糸紡績株式会社が設立された。原料の羊毛の買入れその他産地における事情調査のために専門技術係が派遣されている。三菱商事でも、1920年代にはいって本格的に羊毛取引が開始された。1922（大正11）年以降関東大震災を経て、三菱商事はオーストラリア産羊毛の買付けのために大阪に羊毛係を設置したり、羊毛輸入手形のロンドン廻し決済あるいは羊毛取引条件改善協定に取組んだ。1933（昭和8）年9月には、中南米と南アフリカ市場開拓のために調査員を派遣している。1934（昭和9）年4月には、南アフリカ片貿易調整のために南アフリカ産羊毛の買付けが三菱商事に委託され、ジョハネスバーグ駐在員は Elephant Trading Co.の設立した Combined Agencies を代理店として取引を開始した¹⁸⁾。

ところで、このような大手商社以外に、日本の主要都市および主要貿易港には南アフリカとの貿易に関与した企業が数多く存在したと考えられる。これらの中小商社は、主に綿織物、人絹織物、絹織物などの繊維製品をはじめとして、

帽子、電球、缶詰食品、針金、釘、釦、自転車部分品、ゴム製品などの雜貨品を扱っていた。

神戸市で主に南アフリカとの貿易に従事していた商社を列挙すれば、大塚徳一商店、鞍田兄弟商会、コックス平尾合資会社、佐川商会、清水合名会社、日本輸出入コミッション商会、などの名前が見出せる。また、東京では、株式会社加瀬忠商店、合資会社東洋工業商会、服部貿易株式会社、浜野商事株式会社、丸木貿易合資会社、株式会社宮崎商店、綿麻通商株式会社などが南アフリカ貿易に従事していた¹⁹⁾。

同様に、大阪でも、株式会社有馬洋行大阪支店、株式会社大一組本店、東洋貿易株式会社、日商株式会社、今井商店、西川プラザース、株式会社島田商店、合資会社田中半商店などの商社が見出せる。さらに、横浜では、南アフリカ貿易に関与していた商社として、丸二商会、ユタカ貿易商会、宇田商会、合資会社中村貿易商会、コガネ貿易店、合資会社鈴木康之商店、株式会社岩上商店、株式会社岩井田商店、野崎商会、佐藤貿易株式会社、森友貿易株式会社、株式会社竹村商会、米倉商店、株式会社日光商会、藤沢商店などがあげられていた²⁰⁾。

3 南アフリカ市場の日本品と「東洋の脅威」論 —ダークバン駐在名誉領事の報告に基づいて—

(1) 『日阿取極』

先にも触れたように1930(昭和5)年10月16日にケープタウン山崎領事と南アフリカ連邦外務大臣代理ファレルとの間で交わされた一通の取極文書がある。これが日本人の南アフリカへの入国居住に関する『日阿取極』である。この文書は、これまでの慣例に従って日本人に対して与えられてきた入国規定を明文化したものであった。昭和初期において、日本人は、仮入国許可の規定を適用して自由に入国でき、南アフリカ連邦内の旅行には差し支えはなかったが、商業に従事し、不動産を所有することは許可されていなかったのである。

したがって、日本政府は、南アフリカ市場を確保するために南アフリカ政府

に対して日本人の居住と営業の自由を承認させることを急務としていた。同様に、南アフリカの1913年移民法制定以前に移住した永住権保有者の補助員呼び寄せに関する件とトランスバール州における1908年のアジア人登録法の修正または日本人に対する例外適応の件について、日本政府は交渉を重ねた。その結果、ついに、日本側の要求は受け入れられることになった。1936（昭和11）年6月16日、太田領事は、有田八郎外務大臣に宛てて次のように打電している。

「居住営業権ニ関スル改正法は15日議会ヲ通過シ我方主張ハ全部貫徹シタル次第ニシテ本官ハ関係各方面殊ニ総理大臣ニ対シ其ノ好意ニ対シ深甚ナル謝意ヲ表スルト共ニ本法通過ハ日阿両国ノ為慶賀ニ堪ヘス此ノ上トモ両国親善関係増進方ニ付努力アリ度キ旨述ヘ置キタリ」²¹⁾

この『日阿取極』は、南アフリカにおける商工業者に少なからぬ不安をもたらした。この点に関して、当時ダーバンの名誉領事の職にあったウィリアム・ロバート・ライトの通商報告に基づいて考察する。

(2) ダーバン名誉領事の任命

1926（大正15）年4月16日付、幣原喜重郎外相からケープタウン今井忠直領事に宛てた「ダーバン駐在名誉領事ウィリアム・ロバート・ライト任命通知ノ件」に添付されていた「任命通知」には、ダーバン名誉領事任命について次のように記されている。

「日本国ト英領南アフリカトノ間通商貿易ノ関係漸次頻繁ニ赴キ随テダーバンニ帝国名誉領事ヲ置クノ必要ヲ感スルノ際貴下ノ勤勉誠実ナルヲ信認シ今般本大臣ニ於テ上奏ヲ遂ケ候結果貴下ニダーバン駐在名誉領事ヲ命セラレ候因テ之ニ関スル辞令書式通ヲ封送シ併テ任命ニ対スル賀詞申述候貴下ノ御委任状ハ追テ大不列顛国政府ノ認可状ヲ得タル後在ケープタウン今井領事ヨリ貴下ヘ転文ノ筈ニ有之候貴下ノ現官ハ名誉職ナルニ依リ俸給及事務所費ハ不賜候……」

1926年（大正15）年4月20日付、今井領事より幣原外相への電文によれば、4月26日よりダーバンで名誉領事館が開館され、連絡先は、PO Box 1021,

Durban, South Africa と記されている。あるいは、郵便の宛先が C/O Wm Cotts & Co. Ltd., 49 Point Road, Durban, Natal, S.A. となっている文書も見られる。また、1926（大正15）年5月25日付、今井領事から幣原外相への連絡によると、5月21日付でダーバン名誉領事について南アフリカ連邦総督の承認がえられたようである。1942（昭和17）年5月8日付、東郷外相から在スウェーデン神田代理公使宛て書簡によると、この W. R. ライト名誉領事は、1941（昭和16）年12月8日付で、日本と南アフリカとの国交断絶による解任に至るまで職務を続けた²²⁾。

(3) 南アフリカ市場の日本品と「東洋の脅威」論

W. R. ライトは、1930年代前半のナタール経済の動向を知らせる資料として『ダーバン商業会議所年報』を外務省通商局に郵送している。ダーバン商業会議所は、1856年に設立され、市内スミス通のソールズベリーハウスに置かれていた。その『第80回年次報告書（1935-36年）』によると、会頭は A. M. ネイルソン、副会頭に D. R. マッキントッシュ、理事会は当時ダーバンにおいて有力なイギリス系企業の経営に関与していた人々によって構成されていたことがわかる。

ところで、ライト名誉領事から外務省通商局に送られてきた当時のダーバン市場における日本品の動向に関する報告によって問題の一端を明らかにしておこう²³⁾。

1931（昭和6）年6月、ダーバンの F. H. ハドフィールド社の社長は『ナタール・マーキュリー』のインタビューに答えて、「アイロン、ランプシェード、スイッチなどの日本製電気製品が三分の一の価格でナタールに流入している」と語った。日本製のゴム底靴についても、その低価格を非難する記事が新聞紙上を賑わした²⁴⁾。

こうした事態について、南アフリカ工業会議所連合会の J. N. ボス会頭は、『ナタール・マーキュリー』のインタビューに答えて、「日本製ゴム靴のような

製品の南アフリカ市場への流入は、西洋の工業と文明への挑戦である」と語った。また、ダーバン商業会議所のR. エリス・ブラウン会頭は、「南アフリカのヨーロッパ人の生活、すなわち西洋文明は、二つの東—極東と近東—の脅威にさらされている」と語っている²⁵⁾。

ダーバン商業会議所は、日本から流入する安価なスーツケース、絹製シャツ、ゴム底靴、ドリルなどの繊維品への苦情を訴えた。同商業会議所は独自に研究を進め、当時、日本女性が週60時間6シリングで働くのに対して、南アフリカ連邦の女性は週46時間10シリング～3ポンドの給料であったと記している。「このような低賃銀の日本や中国から入ってくる絹シャツやパジャマに南アフリカの業者は競争できない」との訴えがあった。また、ジョハネスバーグでは、ニット製品（メリヤス）工業から警告が発せられた。日本製ソックスは1ダース3シリング6ペンス、南アフリカ製品は6シリングであった。南アフリカ工業会議所連合会は通商局に対して輸入制限措置をとるように訴えた²⁶⁾。

こうした非難が聞かれる一方で、日本品が安値にもかかわらず良質なのに驚きの声が聞かれた。たとえば、ジョハネスバーグとジャーシントンだけで1000人のヨーロッパ人女性がシャツ製造業で働いており、一週間で15万のシャツが生産できた。ところが、試みに日本製のカーキシャツを輸入したところ、その製品の優秀さに驚いている。また、ジョハネスバーグのあるシャツ工場では60人の女性が解雇され、別の工場では75人の解雇があった。南アフリカ連邦のシャツ工業では関税なしに原料を獲得しているにもかかわらず、日本の完成品は市場で現地品の三分之一で売られている。試しに日本品を輸入した業者は、南アフリカ連邦で1ポンドするのに日本品はダーバンで19シリングで陸揚げされているのを知って愕然とした。ジョハネスバーグの業者は、日本製のスーツ、オーバーオール、靴が流入するともはや対抗策はないとまで語った²⁷⁾。

このような状況において、南アフリカ連邦が日本と結んだ「協定」に対する批判が聞かれるようになった。関係業者は、『日阿取極』が前例となって中国やインドとも同様の協定が結ばれるのではないかという懸念を隠さなかった。こ

れに対して、南アフリカ政府は、『日阿取極』が南アフリカ産の羊毛やワインに日本市場を与えるものであると論じた。すなわち、農務大臣のJ. C. G. ケンプは、日本との協定は、農業問題に対する対策の一環である、と語った。日本との協定は、小麦輸入の制限と価格安定、地主への500ポンドの貸付、移民救済法、メイズ割当法、非合法価格決定法の中に位置付けられるものであるというわけである²⁸⁾。

『日阿取極』の締結以後、このような日本品の脅威論に対して、日本領事は、「日本品の南アフリカ市場への進出は、つまり日本品の低価格は経営の優秀さ、工業組織、効率的な機械、科学的な管理方法、大量生産方式によるものであって、南アフリカ商人はむしろ日本市場を研究して輸出促進策を講じるべきだ」との談話を発表した。D. F. マラン内務大臣もまた、『日阿取極』と衣服産業の不満について、「安価な日本品の流入は『日阿取極』と関係があるとの訴えがあったが、安価品はむしろチェコスロバキアやベルギーから流入しているのであって、政府への不満がそうした不快感を生んだのだろう」と述べた²⁹⁾。

それにもかかわらず、当時誕生した南アフリカ経済学会ダーバン支部では、金本位制や不況問題だけでなく、日本の脅威についても議論すべきであるとの意見が出された。また、南アフリカ工業会議所連合会は、この「東洋の脅威」を問題視し、被害をうけた全産業は「ランド集会」を開いた。こうした動きに呼応してナタール工業会議所も集会を開催している。南アフリカ工業会議所連合会会頭H. J. レイトは「日本のみならず東洋からの安価品の流入は南アフリカ工業のダメージとなる」とのメモランダムを回覧した。とくに靴製造業、皮鞣工業、スーツケース工業、シャツ工業からの日本品の低価格に対する弾効は厳しいものであった³⁰⁾。

1930年代前半、南アフリカ市場において生じた日本品との通商摩擦のために、関係業者から商工局(Board of Trade and Industry)にはさまざまな訴えがよせられ、種々の調査がおこなわれた。たとえば、当時日本円は、18シリング＝9.764円で、日本円の下落のために日本からのセメントの輸入は南アフリカセメ

ント業界の脅威となり、連邦のセメント工業の保護のために日本品に対してダンピング税を課そうとしていた。

また、商工局によって日本から輸入されるハンカチ、男性用下着、ゴム製床、ワイヤネット、乾豆、キルト、買物カゴ、子供用靴などの市場調査が行われている。当時、男性用下着産業は、日本品の輸入のために大打撃をこらえ、その保護を立法化するように要求していた。ゴム製床、ゴムタイル業も打撃を受けたようである。茶、トイレットパウダー、香水、テニスラケット、婦人用ハンドバッグなどの日本からの輸入に対しても関係業者から為替ダンピング税を課すように訴えがあった。ナタールの製茶業は、南アフリカ連邦の需要の8%をみだし、1932（昭和7）年以後、茶の価格が上昇したために茶の増産が見込まれていたが、セイロン茶よりも80%も安い日本茶の侵入のために現地の製茶業は脅威を感じていた。日本製スリッパの輸入に対する為替ダンピング税が課せられた。日本製スリッパの価格が、為替下落のために低価格となり、日本からの輸入は9,904足（1933年）から45,041足（1934年）に急増し、南アフリカ製品はまったく競争できない有様であった。ブーツと短靴の製造業者を含めて、日本からの輸入は現地のスリッパ業者に著しい不利益をもたらし、業者から保護の訴えが相次いだ³¹⁾。

4 世界恐慌期における日本の対南アフリカ通商政策

(1) 南アフリカの通商政策

1920年代中ごろに、南アフリカ連邦の通商政策は、金、ダイヤモンドおよび羊毛の輸出に依存した政策から輸入代替工業の育成に基本をおく政策に転換した。さらにその貿易相手国も多様化している。すでに1920（大正9）年10月には、工業科学諮問委員会（Advisory Board of Industry and Science）が設立され、1921（大正10）年には、4人の委員からなる商工局（Board of Trade and Industry）が政府の助言機関として設立された。1924（大正13）年6月30日、国民党と労働党の連立政権が成立し、同政権は、BTIの再編成と関税の改正に着

手する。BTIは、4人の委員(A.J.Bruwer, M.H.de Kock, F.J.Faley, H.E.S. Fremantle)から構成された。鉱山会議所(Chamber of Mine)は、保護貿易が農業と鉱業に悪影響を及ぼすので、自由貿易を主張した。商業では、南アフリカ商業会議所連合会(Association of South African Chamber of Commerce)内部の意見が、北部と南部で対立した。工業では、南アフリカ工業会議所連合会(South African Federated Chamber of Industries)は、保護貿易を主張した。農業では、南アフリカ農業同盟(South African Agricultural Union)が、国内市場に依存する農民と海外市場に依存する農民の対立の中で分裂した。以上のような状況の中で、国内工業化の促進を目指した1925年関税法は成立する。この法律では、食品、飲物、衣類、繊維、家具、紙、文房具などが保護の対象となったのである³²⁾。

太田領事は、南アフリカの通商政策について外務省通商局への報告の中で次のように述べている。まず、南アフリカ連邦経済において、「金鉱依存の危険性を緩和し、経済の堅実性を増すために政府は第二次産業の保護として種々の施策を講じている。その主要な産業としては金属製品、飲食料品、車両、家具、砂糖などである」と分析した。

次に、通商政策について、南アフリカ連邦は英帝国経済ブロックの一員として英帝国の各構成国と特惠関税を有するほか、国内産業保護の立場から貨幣価値下落国の商品に対しては為替ダンピング税を採用し、他方、最高、中間、最低の三段関税制度を設けて各国との通商協定成立促進を図っている。1936(昭和11)年までの通商協定国は、英本国(北アイルランド、非自治植民地、保護領、パレスタイン、トランスジョルダン、タンガニーカ、カメルーン、トーゴランド、などの英国委任統治地を含む)、カナダ、オーストラリア、アイルランド自由国、イタリア、オランダ、フランス、ベルギー、ルクセンブルク、ベネズエラ、スイス、スウェーデン、ノルウェー、リベリア、モロッコ、エジプト、ドイツ、デンマーク、コスタリカ、コロンビア、アルゼンチン、南ローデシア、モザンビークなどであったと論じている³³⁾。

(2) 日本の対南アフリカ通商政策

そこで太田領事は、次のように対南アフリカ通商政策を提言していた。

日本から南アフリカへの輸出品で主要なものは繊維工業製品と雑貨である。輸出品の種類と金額は毎年増加しているが、日本品というのと安価品との印象が強い。しかし、南アフリカ市場は、相当の購買力を有すると考えられるので、安価品ばかりをターゲットにする必要はない。たとえば、米国の商品はかなり高価で、しかも最高税を課されているが、続々と南アフリカに輸入されている。日本は安価第一主義を再考すべきである。南アフリカ市場は、日本品にとって「チープ・ジャパニーズ・グッズ」のみの市場ではない。従来から進出してきた日本品についてはその品質を検討するだけでなく、価格の統制を行い、更に将来有望な高級日用品、機械類、理化学用品の輸出に力をいれるべきである。

その点を実証するものとして、太田領事は、南アフリカ連邦の貿易統計に基づいて、1932（昭和7）年のオタワ英帝国経済会議および為替ダンピング税設定後の日本品の進出状況を次のように指摘している。すなわち、第1に、オタワ協定成立および日本品に対する為替ダンピング税の設定にもかかわらず進出している商品としては、人絹織物および同製品、自転車および同部分品、陶磁器、ガラス製品、玩具および室内遊戯道具があげられるという点、第2に、進出を阻まれた商品としては、カンバスピースグッズ、莫大小製品、セメントなどがあげられる点、第3に、将来南アフリカ市場で有望な商品としては理化学製品や機械類があげられる点である。

次に、日本は、1931（昭和6）年の金輸出再禁止以来、外国為替水準を1シリング2ペンスに安定させる政策を採ることで外国貿易の発展に努力してきた。対南アフリカ貿易もこれによって一定の成果をあげてきた。従来からの日本品の安値と円為替下落のために、南アフリカ政府は日本品に対して為替ダンピング税を課した。南アフリカ市場は購買力の大きい白人と購買力の小さい黒人から成り立っている。しかし、アフリカ人と同様白人の中にも生活費の削減要求があり、市場は安価品を必要としている。この点で、日本品は南アフリカ

消費經濟に大いに浸入できると考えてよいし、日本の安価で優良な商品は、日本のみならず南アフリカに対しても貢献し、互恵の実をあげている。

とは言え、太田領事によれば、「日本では輸出統制がなく、円為替安に乗じて不必要に価格を落とすことで利益を犠牲にするだけでなく、品質を低下させ日本品の評価を落している。南アフリカにおける白阿主義による対日偏見と国家主義經濟政策による通商上の障害を克服して進出したのに残念なことである」と報告している。

もちろん、南アフリカ市場における「チープ・ジャパニーズ・グッズ」の不評の原因は、別のところにもあった。すなわち、日本品の売り捌きがもっぱら南アフリカのエージェントに依存するからである。ジョハネスバーグやケープタウンで、日本品を扱うエージェントは60ないし30に達したが、エージェントは手数料を目当てとしているために競争が激しく、安値で小口の取引を狙う。したがって、低品質の日本品の評判がひろがってしまうという傾向があった。他方、日本国内では南アフリカ貿易に関係する輸出業者あるいは製造業者の組織がなく、価格と品質の統制ができなかった。また、外国貿易の知識がないものが割り込むということも生じた。経験者および未経験者が自由競争の風を孕んで外国貿易に雑然と乗り出すのは壯観ではあるが、危険性も潜んでいる。そこで、太田領事は、「この際、輸出業に従事できる資格を定め、各地各商品について組合を造り、この組合に輸出の権利を与えるべきである。自由貿易主義は過去の夢であって、現在は国家主義經濟ないしブロック經濟に邁進しているのであるから、無統制と放任を続けることの方がよくない」と提言した³⁴⁾。

そこで、(1)日本人商人間の商業道德、(2)輸出統制、(3)日本人の南アフリカ市場に対する認識、について次のような注意が喚起されることになった。

第1に、日本人商人間で商業道德を昂揚し、信用を基礎とする品質本位の取引をおこなう。それに関連して、(a)品質を考慮に入れないような無理な注文は避ける。(b)一商人の斬新な意匠は、この獨創性を保護するように努め、類似品・模造品の製造を慎む。(c)通信の交換、商品の積出し、見本の提示、手

形の送達についてはクレームがつかないように留意する。第2に、対南アフリカ輸出に従事するものは関係当局と連絡のうえ、商品別、地域別に輸出組合を結成する。商人だけでなく製造業者についても統制が必要である。というのは、南アフリカ市場では、輸出業者のエージェントとしてよりも製造業者のエージェントとして契約する傾向が見られたからである。価格統制も必要である。日豪通商紛争以後、日本人商人が南アフリカに注目し、日本品の売り込み競争が激化したために、小口注文が増え、価格の動揺、品質の低下が続出、反省が求められていた。第3に、南アフリカ市場への認識を深める。(a)南アフリカ市場は、今後は理化学製品、高級な日用品、機械類の「新市場」としなければならない。(b)日本品の南アフリカ市場への進出はエージェントに依存しているが、良質のエージェントを得るのが非常に困難であった。現在200あまりが日本人商人のエージェントとなっているが、そのうちでも十数名で日本品輸入のほとんどを掌握している実情に鑑み、エージェントを整理する必要がある。(c)日本品の宣伝については、南アフリカの商業雑誌や新聞を大いに利用すべきであろう。この点については、各地の商工会議所を中心に一層の研究が必要である³⁵⁾。

(3) 南アフリカ産羊毛購入戦略

ところで、当時、日本側で対南アフリカ貿易を有利に導こうとしてとられた対策の一つとして日本の対南アフリカ産羊毛購入戦略があげられる。1933（昭和8）年12月14日、茂垣領事は広田外相に次のように打電した。

「現下南阿ニ於ケル排日貨極メテ險悪ナルニ鑑ミ対策上放任スル事我方ニ取り極メテ不利ニシテ事態ハ漸次人種の偏見サヘ加味シ来リ折角工作済ノ南阿通商発展ノ我方ノ足場即チ日阿取極ニ動揺ヲ来シソノ将来サヘ現在ニ於テハ安全ナラス故ニ此ノ際犠牲ヲ払フモ南阿羊毛ヲ買付ケ南阿ニ於テ政權ヲ左右スル位置ヲ占ムル農民（蘭系）ヲ我味方ニ引入レ以テ現下ノ排日ニ對抗シ更ニ英帝国経済ブロック破壊ニ迄進ム事最モ緊要ナリト思考ス」³⁶⁾

かくして、日本側では、南アフリカ産羊毛買付対策が練られるに至る。藤村領事によると、1934(昭和9)年12月18日付の「南阿羊毛本年度買付計画ニ関スル件」と題する報告から南アフリカ産羊毛買付にかかわる日本側の対策決定過程をうかがい知ることができる³⁷⁾。

まず、当時においては、南アフリカの実情は次のように認識されていた。南アフリカ連邦は、アフリカではエジプトに次ぐ第2の市場であるが、近年、排日、排日貨の思想が台頭し、関税引上やダンピング税が賦課されているので、注意を要する。南アフリカ政権の基盤は、農民にあり、農民救済の消長は羊毛輸出にかかっていた。世界恐慌期に生じた価格崩壊と輸出減退のために農民は苦境に陥っており、世界的な羊毛購入国である日本が南アフリカ産の羊毛を購入していないことと農民の不満が排日、排日貨の動きに連動していた。南アフリカ市場での日本のマーケット・シェアを維持するために、牧羊農民の羊毛を購入し、他の南アフリカ産品の輸入とあわせて、片貿易を是正して、排日運動をおさえる必要があるというわけである。

次に、南アフリカ産羊毛の輸入の意義ないし効果については、次のように考えられていた。たしかに、南アフリカ産羊毛はオーストラリア産羊毛と異なり、為替と距離の面で割高であり、当時不振に陥っていた日本の羊毛工業界にとっては、オーストラリア産羊毛の価格が下落していたために割り高の南アフリカ産羊毛への関心は低かった。たとえそうであったとしても、多少の犠牲をはらってでも買付けを継続すべきであるとの認識が示された。南アフリカの羊毛輸出からみれば、毎年70万俵という日本の買付は微々たるものであるが、官民一体の貿易調整への取組姿勢は好印象を与え、関税引上とダンピング税の影響を緩和し、日本製雑貨品の対南アフリカ輸出に好影響を及ぼすであろうと考えられたからであった。

それだけでなく、『日阿取極』が締結された時期は、日本の積極的なアフリカ市場進出戦略が試みられた時期にあたる。1930(昭和5)年3月19日には、日埃通商暫定取極が締結され、それを契機に、政府は、1931(昭和6)年度予

算の編成にあたって、カイロに帝国公使館の新設と東アフリカに帝国領事館の新設を決定している。東アフリカがとくに重視されたのは、1929（昭和4）年が1919（大正8）年にコンゴ盆地地域の通商自由の原則を規定したサンジェルマン・アン・レー条約の改訂期にあたり、イギリス系商業団体がこの廃棄を考えているというような日本政府の情勢判断があったからである。また、西アフリカについても、綿布輸出を促進するために東洋紡の庄司と伊藤忠の伊藤は、輸出補償法適用地の指定をとりつけ、現地調査に乗り出していた。以上のような状況の中で、『日阿取極』にもとづく南アフリカ市場での日本人の商業活動の自由確保は、日本の対アフリカ輸出戦略上どうしても必要であったと考えられるのではないだろうか。

むすび

明治維新以後、富国強兵と殖産興業の政策にもとづいて近代産業の育成をはかってきた日本は、工業化の進展につれて工業製品の捌け口として海外市場を追及してきた。海外市場といっても、過去にまったく経験も実績もない未知の市場に進出するにはどこでどのような日本製品が顧客を得ることができるのか、その通商情報の収集と報知のシステムの構築から事をはじめねばならなかったのである。

しかも、日本の対南アフリカ貿易においても、他と同様に日本製品の締め出しに対して克服しなければならぬさまざまな問題があった。それにもかかわらず日本製品が南アフリカ市場に進出できたのは、それらが低所得層でも購入できる商品であったからに他ならない。また、日本製品が進出できた背景には、その通商にかかわる人々の情報ネットワークが形成されていたことも関連していたと考えられる。日本製品の南アフリカ市場への進出は、アジアの貧困層の需要に対応して、綿布だけでなくそれ以外の安価な日本製雑貨品の市場をすでに拡大してきた「通商ネットワーク」の延長線上に位置づけられるのか、あるいはむしろそのネットワークとアフリカ東岸に古くから築かれてきたインド系

ないしスワヒリ人商人を中心とする「通商ネットワーク」との接合と理解されるのか、俄には定め難いところである。これについては今後の研究をまつ他はない。

しかし、日本が南アフリカ市場へのアクセスを可能にした「通商関係」の形成は、当時の日本のおかれていた国際政治経済の「関係の構造」によって規定される一面があったことを急いで付け加えておきたい。

注

- 1) 筆者がこれまで取り組んできた「日本—南アフリカ通商関係史研究」に関する諸論稿には以下のものがある。「戦前期日本の領事報告に見られるアフリカ経済事情調査の研究—外務省通商局『通商公報』を中心にして—」(日本アフリカ学会『アフリカ研究』35号, 1989年12月), 「戦前期日本の南アフリカへの経済的関心—『貿易雑誌』の調査に基づいて—」(龍谷大学『社会科学研究年報』22号, 1992年3月), 「日本・南アフリカ関係史」(川端正久・佐々木建編『南部アフリカ—ポスト・アパルトヘイトと日本』頸草書房, 1992年7月), 「『日阿極極』と南アフリカ羊毛購入問題—日本領事報告に基づいて—」(川端正久編『アフリカと日本』頸草書房, 1994年12月), 「両大戦間期における日本の対南アフリカ貿易と日本企業の活動」(杉山伸也他編著『近代アジアの流通ネットワーク』同文館, 近刊), 「日本・南アフリカ経済関係の新展開」川端正久・佐藤誠編著『新生南アフリカと日本』頸草書房, 1994年, 「マンデラ政権誕生と日本・南アフリカ経済関係の新潮流」(川端正久・佐藤誠編著『南アフリカと民主化』頸草書房, 近刊), “Japan’s Economic Relations with South Africa in the Post-War Period : Determinants of Japanese Perceptions and Policies towards South Africa”, Shikoku Gakuin University, *Ronshu*, No.86, 1994.) “Japan’s Trade with South Africa in the inter-war Period : A Study of Japanese Consular Reports” Paper presenter for the 11th International Economic History Congress : C47 : Commercial Networks in Asia. 1850—1930. Milano, 13 September, 1994.
- 2) たとえば、以下のような諸研究をあげることができる。Hiroshi Shimizu, *Anglo Japanese Trade Rivalry in the Middle East in the Inter-war Period*, London, 1986. M.B. Rose ed., *International Competition and Strategic Response in the Textile Industries since 1870*, London, 1991. I. Brown ed., *The Economies of Africa and Asia in the Inter-war Depression*, London, 1989. C. Wurm, *Business, Politics and International Relations : Steel, Cotton and International Cartel in British Policies, 1924—1939*, Cambridge, 1993. T. Rooth, *British Protectionism and the International Economy : Overseas Commercial Policies in the 1930s*, Cambridge, 1993. 伊藤正直「1933年ロンドン国際経済会議と日本—貿易・通商問題を軸にして—」(後藤靖編『日本帝国主義の経済政策』柏書房, 1991年), 箆

- 谷直人「日印会商（1933-34年）の歴史的意義—1930年代前半の日本綿業と政府」（『土地制度史学』117号，1987年），社会経済史学会編『1930年代の日本経済—その史的分析』東京大学出版会，1982年，清水元編『両大戦間期日本・東南アジア関係の諸相』アジア経済研究所，1986年，杉山伸也・イアン・ブラウン編著『戦間期東南アジアの経済摩擦—日本の南進とアジア・欧米』同文館，1990年。
- 3) 石井修『世界恐慌と日本の「経済外交」—1930～1936年—』東京 頸草書房 1995年，16，20，22ページ。
 - 4) 「戦前期日本の南アフリカへの経済的関心—『貿易雑誌』の調査に基づいて—」172-174ページ。
 - 5) 次のようなタイトルの文書であった。Union of South Africa, *NOTES exchanged between the Union Government and the Japanese Consul in the Union concerning Japanese Immigration into South Africa.* (Laid upon the Table of the House of Assembly on the 13th February, 1931) (Document No. A. 1-'31 Japanese Consul on Japanese immigration into Union.) 本文書は外務省外交史料館調書目録の中にも見られる。通212「南アフリカ連邦への日本人ノ入国ニ関スル日本国及南アフリカ連邦ノ政府間ノ取極正文及和訳」『海外経済事情』第4年，第32号，昭和6年5月2日ケープタウン本合領事館事務代理報告。
 - 6) 「アフリカ大陸縦走記」の内容は次のようなものであった。(1)「美しい緑の都ケープタウンに入る」(6月15日)，(2)「人種のカクテル：有色人に対する差別待遇」(6月16日)，(3)「荒寥たる大高原：特有の丘陵性の小山」(6月17日)，(4)「金剛石と金の都：南アフリカ経済界の心臓」(6月18日)，(5)「世界一の大瀑布：ヴィクトリア瀧の壮観」(6月19日)，(6)「愈よ神秘境へ：奥地コンゴーに向ふ」(6月20日)，(7)「不可思議な天運：コンゴー河を河蒸汽で下る」(6月21日)，(8)「野獣国の領内へ：数知れぬ鹿の大群」(6月22日)，(9)「天草の娘子軍：悲壮な彼女等の運命」(6月23日)，(10)「自動車の前に魔物の如き豹：思はず銃を握り締める」(6月24日)，(11)「湖水一面にソーダ結晶 全く不思議」(6月25日)，(12)「赤道直下で日本式お正月：踊り明かす土人達」(6月26日)，(13)「ブガンダ王国の首相蔵相と語る：『アフリカの日本』と自負」(6月27日)，(14)「御機嫌を損じた王様の舞姫：黒人の踊るを見る」(6月28日)，(15)「ナイルを下る：様々な土人の服装」(6月19日)，(16)「スダンに入る：愛嬌者の河馬くん」(6月30日)，(17)「はばをきかせるメード・イン・ジャパン」(7月1日)，(18)「大縦走終る：茫漠たる大海原」(7月2日)，(19)「厳然独立を誇る千古の黒人王国アビシニアをめざす」(7月3日)，(20)「山の行者のいでたち：白綿づくめ どこでも吹く役人風」(7月4日)，(21)「今も敵討の奇習 名判官のはなし 沙翁劇に似た人情味」(7月5日)，(22)「澄み切った高原の都：古びたホテルが当国一番の映画館」(7月6日)，(23)「徳川時代のやうな三観交代制：日本式のお辞儀をする女」(7月7日)，(24)「時ならぬ砲声に流言が飛ぶ：アビシニアの紛争」(7月8日)，(25)「アビシニアの維新：大事変の遭遇」(7月9日)。
 - 7) 第二信は次のような内容であった。(1)「共同の門戸たる葡領東阿と背後地」(8月21日)，

(2)「牢固たる英国の經濟的勢力」(8月22日), (3)「唯一の貿易港 ロレンソ・マルケス港 モザンビーク協定とは」(8月23日), (4)「無税協定を廃し最低税率を賦課:重要な役割を演ずる黒人」(8月24日), (5)「マルケス港に似た会社領のペイラ港:土地開発上のプラゾ制度」(8月26日), (6)「工業助成上独占権が与えられる:葡国人は排他的でない」(8月27日), (7)「土人の買うふものは先ず第一に衣服:輸入の大宗は綿織物」(8月28日), (8)「日本商品は印度商人の手を経る:メリヤスと人絹が有望」(8月29日), (9)「ニヤサランド地方の将来有望な鉱物:農業発達の見込みもある」(8月30日), (10)「東洋方面に煙草の販路を求む:コンゴの交通状況」(8月31日), (11)「恵まれたるコンゴ地方の鉱産:世界一のラザウム産」(9月2日), (12)「ベルギー政府は自領への入国を喜ばぬ:商権はギリシャ人に握らる」(9月4日)。

8) 第一信は, 次のような内容であった。(1)「英国の宿願成る:ジョンブル伝統のシー・ツール・シー政策」(2月14日), (2)「近世文化の門戸:美しい町異人種の街『ケイプ』」(2月15日), (3)「アフリカの流行は土人の真似から:衰滅し行く先住民族」(2月16日), (4)「南阿の偉大な眠れる購買力:踏蹂られた黒人労働者」(2月18日), (5)「南阿白人の将来に暗影を投ずる白人浮浪者の大群:所謂文化労働生活」(2月20日), (6)「日本人は排斥の道づれ:腰を据えた印度人」(2月21日), (7)「滞在拒絶の不愉快極まる文句:姿を消した白人商店」(2月22日), (8)「白人至上主義の彼等:日本人の待遇は漸次緩和 但し在留者十五人」(2月25日), (9)「差別待遇の分岐点:白人以外に売らぬ酒 日本人は此限にあらざ」(2月26日), (10)「勢力の対立と連邦の三首府:一千マイルの引越し」(2月27日), (11)「ボアの反英熱と南阿移民の角逐:所謂アフリカーネル」(3月5日), (12)「英人が繰返すボアの逃避と新南阿の建設:連邦公用語の協定」(3月7日)

9) 本節の説明は, 主として, 外務省記録 E320XI-B6「各国貿易状況関係雑纂 南阿ノ部」, 外務省記録 E320XI-B6「各国貿易状況雑纂 南阿ノ部 第一巻」, 外務省記録 E320XI-B6「各国貿易状況雑纂 南阿ノ部 第二巻」に依拠している。なお, 世界恐慌期における南アフリカの関税その他の貿易規則関係については, 外務省記録 E312XI-B6「各国関税並法規関係雑件 南阿ノ部 第一巻」, 外務省記録 E312XI-B6「各国関税並法規関係雑件 南阿ノ部 第二巻」を参照。

10)「南アフリカ連邦対日貿易概況(1930年)」(昭和6年6月27日ケープタウン本合領事館事務代理報告『海外經濟事情』第4年, 第36号)

11)「南阿連邦貿易概況(1932年度)」(昭和8年7月7日ケープタウン茂垣領事代理報告『海外經濟事情』第6年, 第37号)

12)「南阿連邦貿易概況(1933年)」(昭和9年6月23日ケープタウン藤村領事報告『海外經濟事情』第9年, 第37号)

13)「南阿連邦貿易年報(1934年)」(昭和10年7月17日ケープタウン藤村信雄領事報告『海外經濟事情』昭和10年, 第18号)

14)「南阿連邦貿易年報(1935年)」(昭和11年6月29日ケープタウン太田知庸領事報告『海外經濟事情』昭和11年, 第17号)

- 15) 「南アフリカ連邦外国貿易年報（1936年）」（昭和12年9月24日ケープタウン太田知庸領事報告『海外経済事情』昭和13年，第6号）
- 16) 「南ア連邦外国貿易年報（1936年）」（昭和12年9月24日ケープタウン太田知庸領事報告『海外経済事情』昭和13年，第6号）
- 17) 『兼松六十年の歩み』1934年4月，110ページ。
- 18) 三井物産株式会社『三井物産小史：戦前ノ三井ノ歩ミ』1951年5月，『岩井商店百年史』、『三菱商事社史』（上）昭和61年11月307ページ。
- 19) 神戸市役所産業課『神戸市商工名鑑』昭和12年，189—202ページ，東京商工会議所『東京商工名鑑』昭和13年版，947—957ページ。
- 20) 大阪商工会議所『大阪商工名鑑』昭和8年，577—584ページ，『大阪商工名鑑』昭和15年，441—449ページ，横浜商工会議所『横浜商工名鑑』昭和14年，351—369ページ。
- 21) 外務省記録 K36111-1 「各国ニ於ル本邦人ノ入国居住及営業関係雜件 法規関係」参照。
- 22) 外務省記録 M21014-43 「各国駐在帝国名誉領事任免関係雜纂『ダーバン』ノ部」参照。
- 23) 外務省記録 E129J2-4 「帝国名誉領事経済並商況報告雜纂『ダーバン』ノ部」参照。以下の記述は，本記録に収められている資料に基づく。
- 24) *Natal Mercury* June 13 1931 “Japanese Menace to Union : Undercutting in Electric Goods : Cheap Labour : Durban Industry Threatened : Manufacturers must be safeguarded”, *Natal Mercury* June 12 1931 “Economic Fight with Japan : Durban Businessman Alarmed : Price Cutting : Secret Fire Year Plan ? : Rubber Schoes at below Cost”, *Natal Mercury* May 5 1931 “Japanese Shoes Dumping : Threat to Local Industry : White Labour Countries Powerless, Low Wages Behind Cheap Goods”.
- 25) *Natal Mercury* June 17 1931 “Menace of Asiatic Trade : Western Standards facing Great Threat : Cheap Goods the first more in Direct Challenge : Call for British Preference Japanese Treaty Denounced as Serious Blunder”.
- 26) *Natal Mercury* June 17 1931 “Japanese Trade Menace : Growing Alarm of Industry, Undercutting : Flood of Cheap Goods : President Other Orients”.
- 27) *Natal Mercury* June 27 1931, “Made Shirts Cheaper than Raw Material”, *Natal Mercury* June 27 1931, “First Fruits of JAP Trade Invasion : Retrenchment of Maritzburg and Rand Factory Hands : Employers threaten to Close Down Altogether : Competition Impossible “Only Remedy Lies in Protection of Union Industries”, *Natal Mercury* June 30 1931, “Cheap Goods of Good Quality : Disturbing JAP Trade Features : Tariff Useless : Manufacturers' view Other Lines Follow Shirts and Shoes”.
- 28) *Natal Mercury* July 8 1931, “General Kemp's Claim for Japanese Treaty : ” Means of benefiting Farmers of South Africa “ : Maize Export Quota to be from 30 to 35 percent ”.
- 29) *Natal Mercury* July 23 1931 “Japanese Agreement”, “Competition for Jap Footwear : Government to Act : Fact Sought : Official Letter Circulated”, *Natal Mercury* July 15

- 1931 “Japanese Consul Answers Back : Blames Gross Exaggeration : “Rdiculous” : Menace Talk Condemned South African Market not big enough”, *Natal Mercury* July 18 1931, “Defence of JAP Agreement : Not Trade Treaty Says Minister : No Realities allowed under New System : Complaints Fostered by Ill-Feeling ?”.
- 30) *Natal Advertiser* June 29 1931, “The Peril from the East”, *Natal Mercury* July 17 1931 “Anti-Dumping More by S.A.Business Men : War Declared on Eastern Trade Competition : Proposed for industrial conference” Grave Situation in Unions “: Menace of” Ridiculous “Low Price”.
- 31) Board of Trade and Industry, Report No.130, Application of Exchange Dumping Duties to Japan, Pretoria, 1932 (B.T.I. 600/130), Report No.163, Dumping of Cement from Japan, Pretoria, 1933 (B.T.I. 600/163), Report No.170, Implication of Exchange Dumping Duty : Japan, Cape Town 1934 (B.T.I. 600/170), Report No.186, Further Imposition of Exchange Dumping Duties : Japan and Australia, Pretoria, 1934 (B.T.I. 600/186), Report No.196, Imposition of Exchange Dumping Duties on Slippers from Japan and Australia, Pretoria, 1935 (B.T.I. 600/196), Report No.198, Imposition Exchange Dumping Duty on Japanese Plywood, Pretoria, 1935 (B.T.I. 600/198)
- 32) Anthony Minnaar, “The Great Depression 1929-1934 : Adverse exchange rates and the South African wool farmer”, *The South African Journal of Economic History*, Vol. 5, No.1, March 1990, pp.31-32, Anthony Lumby, “Foreign trade and economic growth : South Africa during the inter-war years”, *The South African Journal of Economic History*, Vol.5, No.2, September 1990, p.63, William G. Martin, “The Making of An Industrial South Africa : Trade and Tariffs in the Interwar Period”, *The International Journal of African Historical Studies*, Vol.23, No.2, 1990, pp.75-76.
- 33) 「南阿弗利加連邦貿易年報(1936年)」(昭和12年9月24日ケープタウン太田知庸領事報告『海外經濟事情』昭和13年6号) 1930年代前半において、ケープタウン在住の各日本領事が少なからず関心を向けたいくつかの問題があった。第一は、「英帝国經濟連盟規制運動」とそれに対する南アフリカの態度である。1930(昭和5)年3月24日、オレンジ・フリー・ステート州グロームフォンテイン商業會議所年次大会において、南アフリカ商業會議所連合会イヴァン・ファールバーガー会頭は、「英帝国内の諸領相互間の利害は錯綜しているので、英帝国内經濟連盟の実現は容易ではない」と発言している。「グレート・ブリテンとドミニオンは互惠主義を原則とする通商協定を締結することが緊要である」が「英帝国經濟連盟を夢想するよりも、製品の改良、販売方法の研究が、急務であると、英本国の製造業者に警告を与えた」と報告している。(昭和5年3月25日ケープタウン山崎領事代理報告『海外經濟事情』第3年、第24号参照) また、南アフリカへの日本品の販路を拡張するために、英国の当時行った調査を反面教師として利用しようとの姿勢も見られた。1930年、英国製綿製品輸出の減退を調査するために南アフリカに派遣された英国經濟使節(カークリー卿)の一員、ウォディントンがマンチェスターの「合同綿花委員会」(Joint Cotton Committee)で

行った「英国の対南アフリカ貿易」に関する講演の要旨が伝えられている。(1) 南アフリカにおいて地方工業が勃興している。英国製綿布への関税が高すぎるため、ポルトンやローゼンタールは被害を受けている。(2) 商業中心地には、インド人商人が店舗を開き大量の取引を行っている。(3) 長期信用で遠距離の商人に対して大量取引が行われている。これらの小資本家に財政的援助を与えて商圈の拡張をはかる。英国商人の払う手数料は低い。

(4) 対アフリカ人商業が南アフリカ貿易の主な要素となる。(昭和6年4月14日ケープタウン本合領事館事務代理報告『海外経済事情』第4年、第19号参照) また、英国の金本位停止に対する南アフリカ側の対応についても少なからぬ関心が寄せられていた。英国政府の金本位停止は南アフリカ経済界に衝撃を与えた。ジョハネスバーグ取引所は、二日間休業、プレトリアにおいて銀行家会議が開催された。政府は、現行の金本位を維持する旨の発表があった。しかし、日本からの輸入は南アフリカ、ニューヨーク間直為替開始の暁にはニューヨークを経由すべきかどうかは、ニューヨーク・南アフリカ間の為替の開きによって決定されるため、日本—南アフリカ間に直為替相場がたたなければ日本からの輸入は打撃をうける。(昭和6年9月30日ケープタウン本合領事館事務代理報告『海外経済事情』第4年、第50号参照) 以上の件に関しては、外務省記録 E120XI-B6「各国財政経済および金融関係雑纂 南阿連邦ノ部」所収の資料参照。

34) 前掲、太田領事報告参照。

35) 前掲、太田領事報告参照。

36) 外務省記録 E4322-2「毛皮羽毛並骨角関係雑件 南阿羊毛購入関係」参照。

37) 藤村領事、外務大臣広田弘毅宛「1935—36年度季節ニ於ケル南阿羊毛買付計画ニ関シ意見具申ノ件」(昭和10年7月8日) 参照。白木沢旭児「1930年代の羊毛工業と貿易統制—日阿、日豪問題を中心に—」(『土地制度史学』141号、1993年10月) 18—32ページ。